

確認検査業務約款

株式会社 山形県建築サポートセンター

(責務)

第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び株式会社山形県建築サポートセンター（以下「乙」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受証を含む。以下同じ。）及び株式会社山形県建築サポートセンター確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

- 2 甲は、乙への確認申請関係書類について事実と相違ない事を記載しなければならない。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務処理期間」という。）までに行わなければならない。
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、手数料規程に定められた額の手数料を支払わなければならない。
- 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備、又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 7 甲は、乙が確認検査業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 8 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の計画に関し乙がなした建築基準関係法令への適合性の疑義に対し速やかに追加検討書の提出、その他必要な措置をとらなければならない。

(業務処理期間)

第2条 乙の業務処理期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 確認検査業務：引受証に定める日
 - (2) 中間検査業務：引受証に定める日
 - (3) 完了検査業務：引受証に定める日
- 2 乙は、甲が前条第5項から第8項までに定める責務を怠ったときその他乙の責に帰すことができない事由により、業務処理期間までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務処理期間の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務処理期間の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。
- 3 乙は、法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物等に係るも

のである場合であって、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときは、乙は、当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる。

(手数料の支払期日及び方法)

第3条 甲は、申請が受理された後、直ちに手数料を現金で支払うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。この場合、払込に要する費用、その他手数料の他に発生する費用は甲の負担とする。

(確認審査中の計画変更)

第4条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、甲は、当該確認の申請を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務処理期間までに完了せず、またその見込みのない場合。

(2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がまだ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第3条の手数料を支払わない場合。

(2) 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また、当該手数料がまだ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第7条 乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合には、対象建築物等（建築物に限る）の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。

(秘密保持)

第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、この契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は、平成20年11月4日より施行する。

この約款は、平成25年8月1日より施行する。

この約款は、平成27年6月1日より施行する。

この約款は、平成29年9月1日より施行する。